



*JT's history dates back to 1898  
when the Japanese government  
formed a monopoly bureau to  
operate the exclusive sales of  
domestic tobacco leaf*

Since then, the company has undergone four government share offerings, diversified into pharmaceutical, beverage and processed food business, and executed two large acquisitions, extending our global platform and our position as a leading international tobacco company.



174 JTグループの歴史  
178 規制及び重要な法令  
182 訴訟  
184 役員、監査役及び執行役員  
185 会社概要

# History of the JT Group

## JTグループの歴史 Before 1985

JTの歴史は、日本においては、1898年、政府が国産葉たばこの販売を独占的に管理する専売局を設置したことに遡ります。

海外におけるJTグループの歴史は、1784年のAustria Tabakの設立まで遡ります。その約70年後には、Tom Gallaherが北アイルランドにて事業を始め、ギャラハーの基礎を築きました。また、1874年には後にキャメルやウィンストンを創り出したRJRが米国で設立されました。

このように現在のJTグループの歴史は、オーストリア、北アイルランド、米国、日本という異なった国々に遡ることができます。JTグループは、たばこ事業において長い歴史と豊富な経験を有しています。

### 日本における20世紀初頭から

#### 1984年の「日本たばこ産業株式会社法」制定に至るまでの歴史

1898年に日本政府により設置された専売局による専売制度は、1900年代前半に日本のすべてのたばこ製品と国内塩事業にまで拡大されました。そしてこの専売局は1949年6月1日、日本専売公社として改組され、たばこ専売制度等の実施主体として、たばこの安定的提供と財政収入の確保に貢献する等の役割を果たしてきました。

1970年代半ばになり、成人人口の伸び率の鈍化、喫煙と健康問題に関する意識の高まり等のため、需要の伸びが鈍化し、販売数量は横ばいで推移するに至りました。このような傾向は更に続くものと予想され、需要の構造的変化として捉えざるを得ない状況と考えられました。一方、外国たばこ企業に対する実質的な市場開放が進展し、国内市場における内外製品間の競争が展開される中で、たばこ専売制度の枠内では対応困難な諸外国からの市場開放要請が強まりました。更に、国内における公社制度に対する改革動向の中で、1981年3月臨時行政調査会が発足し、同調査会の第3次答申(1982年7月30日)において、専売制度、公社制度に対する抜本的な改革が提言されました。これを受けて政府は、制度全体の見直しを進め、

- たばこ輸入自由化を図るため、たばこ専売法を廃止するとともに、新たにたばこ事業法に関し所要の調整を図るためのたばこ事業法の制定
- たばこの輸入自由化のもと、国内市場において外国たばこ企業と対等に競争していく必要があることから、日本専売公社法を廃止するとともに、公社を合理的企業経営が最大限可能な株式会社に改組し、必要最小限の公的規制を規定する日本たばこ産業株式会社法の制定

を中心とするいわゆる専売改革関連法案として法案化し、これら法律案は、第101回国会において、1984年8月3日に成立し、同年8月10日に公布されました。続く1985年4月に日本専売公社の事業と資産がそのまま移管される形でJTが設立されました。

JTは、日本の商法のもと、  
日本たばこ産業株式会社法によって、  
1985年4月に設立された株式会社です。

1784

Austria TabakがJoseph II  
皇帝により設立される

1857

Tom Gallaherが事業を始め  
る(北アイルランドのロンドン  
デリー)

1874

RJRがRichard Joshua  
Reynoldsによってノースカ  
ロライナのウインストンで設  
立される

1879

「ソプラニー」が世界で最も古  
いたばこブランドとしてロン  
ドンで登記される

1891

モスクワをベースとした  
Ducat工場が設立される

1898

日本専売局が国内葉たばこ  
の独占販売のために設置さ  
れる

1913

「キャメル」が発売される

1931

セロハンがたばこの鮮度を  
保つためにRJRによって導  
入される

1949

日本専売公社が設立される

1954

「ウインストン」が発売される

1955

ギャラハーがベンソン&ヘッ  
ジスを買収する

1956

「セーラム」が発売される

1957

国産初のフィルター付き製造  
たばこ「ホープ(10)」が発売  
される

1964

「シルクカット」が発売される

1968

ギャラハーがAmerican  
Tobacco Companyに買収  
される

1969

国産初採用のチャコールフィ  
ルター付き製造たばこ「セブ  
ンスター」が発売される

1977

「マイルドセブン」が発売される  
(日本)

1981

「マイルドセブン」が国際的に  
発売される

1984

「日本たばこ産業株式会社法」  
が制定される

# History of the JT Group *continued*

## JTグループの歴史

### In and After 1985

## ▶ 1985

### 4月

日本たばこ産業株式会社設立  
(日本のたばこ市場が海外メーカーに開放される)

新規事業の積極的展開を図るため事業開発本部を設立

その後1990年7月までの間に各事業の推進体制強化のため、同本部を改組し、医薬、食品等の事業部を設置

## 1987

### 4月

輸入紙巻たばこの関税無税化

## 1988

### 10月

コミュニケーション・ネーム「JT」を導入

## 1992

Manchester Tobacco Company Ltd. (英国) を買収する

AS-Petro (ロシア) を買収する\*

## 1993

### 9月

医薬事業研究体制の充実・強化を図るため、医薬総合研究所を設置

## 1994

### 10月

政府保有株式の第一次売り出し(394,276株、売出価格:143万8千円)

東京、大阪、名古屋の各証券取引所市場第一部に株式を上場

### 11月

京都、広島、福岡、新潟、札幌の各証券取引所に株式を上場

Yelets (ロシア) を買収する\*

## 1995

### 5月

本社を東京都品川区から東京都港区に移転

「Peter I」が発売される\* (ロシア)

## 1996

### 6月

政府保有株式の第二次売り出し(272,390株、売出価格:81万5千円)

Tanzanian tobaccoの生産設備を買収する\*

## 1997

### 4月

塩専売制度廃止に伴い、当社の塩専売事業が終了

たばこ共済年金を厚生年金に統合

American Brandsがギャラハーをスピンオフし、ギャラハーはロンドンとニューヨークの株式市場に上場する\*\*

## 1998

### 4月

(株)ユニマツコーポレーション(現「(株)ジャパンビバレッジホールディングス」と清涼飲料事業での業務提携に関する契約を締結  
その後、同社の発行済株式の過半数を取得

### 12月

鳥居薬品(株)の発行済株式の過半数を、公開買付により取得

## 1999

### 5月

米国のRJRナビスコ社から米国外のたばこ事業を取得

### 7月

旭フーズ(株)等子会社8社を含む旭化成工業(株)の食品事業を取得

### 10月

鳥居薬品(株)との業務提携により、医療用医薬品事業における研究開発機能を当社に集中し、プロモーション機能を鳥居薬品(株)に統合

「LD」が発売される(ロシア)\*\*

## 2000

Liggett-Ducat (ロシア) を買収する\*\*

## 2001

Austria Tabakを買収する\*\*

## 2003

### 10月

経営の選択肢の拡大に向けて、自己株式を取得(45,800株)

## 2004

### 6月

政府保有株式の第三次売り出し(289,334株、売出価格:84万3千円)により政府の保有義務が及ばない株式についての売却が終了

### 11月~2005年3月

経営の選択肢の拡大に向けて、自己株式を取得(38,184株)

## 2005

### 4月

「マルポロ」製品の日本国内における製造及び販売、商標を独占的に使用するライセンス契約の終了

### 6月

CRES Neva Ltd. (ロシア) を買収する

「グラマー」が発売される(ロシア、ウクライナ、カザフスタン)\*\*

## 2006

### 4月

投資家層の拡大を図ることを目的として、1株につき5株の割合で株式を分割(効力発生日:4月1日)

### 5月

AD Duvanska Industrija Senta (セルビア) を買収する

## 2007

### 4月

ギャラハー社の発行済株式のすべてを取得

\*RJRナビスコ社の米国外たばこ事業がJTグループに加わる前の主なトピックです。

\*\*ギャラハーがJTグループに加わる前の主なトピックです。

## 2008

**1月**  
(株)加ト吉の発行済株式の過半数を、公開買付により取得

**4月**  
富士食品工業(株)の発行済株式の過半数を取得

**7月**  
加工食品事業・調味料事業を加ト吉グループに集約

## 2009

**5月**  
JTIが設立10周年を迎える

**6月**  
JTI Leaf Services (US) LLCを設立する

**10月**  
葉たばこサプライヤーのKannenberg & Cia. Ltda. (ブラジル) 及び Kannenberg, Barker, Hail & Cotton Tabacos Ltda. (ブラジル)を買収する

**11月**  
葉たばこサプライヤーのTribac Leaf Limited (英国)を買収する

## 2010

**1月**  
(株)加ト吉の社名をテーブルマーク(株)に変更

**5月**  
無煙たばこ「ゼロスタイル・メント」が発売される

## 2011

**3月**  
株主還元策の一環として、自己株式を取得(58,630株)

**11月**  
Haggar Cigarette & Tobacco Factory Ltd. (北スーダン) 及び Haggar Cigarette & Tobacco Factory Ltd. (南スーダン)を買収する

## 2012

**7月**  
投資家層の拡大を図ることを目的として、1株につき200株の割合をもって株式分割を実施。同時に、単元株式数を100株とする単元株制度を採用

**8月**  
ベルギーに本社を置くFine CutメーカーGryson NVを買収

## 2013

**2月**  
日本国内において「マイルドセブン」が「メビウス」に名称変更

**2-3月**  
政府保有株式の第4次売出し(333,333,200株)

JTは2月27日にToSTNeT-3により86,805,500株の自己株式を取得、このうち80,071,400株を政府から取得

JTによる自己株式取得を除く253,261,800株の政府保有株式の売出し(3月)

**3月**  
エジプトの大手水たばこ会社、Al Nakhla Tobacco Company S.A.E. 及び Al Nakhla Tobacco Company - Free Zone S.A.E.を買収

JT設立後の主な変遷は左の表のとおりです。海外たばこ事業については、JTグループに加わる前のRJRナビスコ社の米国外のたばこ事業及びギャラハーの歴史が含まれています。

1985年のプラザ合意とその後の円高、1986年のたばこ増税、1987年の紙巻たばこ関税無税化と、JTを取り巻く経営環境は設立後わずか2年間で激変しました。円高が急進行する中で、増税時のJT製品の値上げ、輸入製品の据え置きないし値下げ、関税無税化時の輸入製品の値下げによって、1985年のJT発足時には60~80円程度あった当社製品と輸入製品との価格差がなくなりました。この結果、国内たばこ市場におけるJTと外国メーカーとの競争は激化し、JTのシェアは1985年度の97.6%から1987年度には90.2%まで低下しました。このような急激な経営環境の悪化に対応するべく、国内販売数量維持のための営業力の強化策を実施するとともに、コスト競争力強化のための合理化施策の実施、多角化事業の推進を図りました。

90年代に入り、国内たばこ市場における外国メーカーとの競争は一層厳しさを増し、加えて、成年人口の減少や喫煙と健康問題への関心の高まりにより、90年代後半をピークに総需要は減少しました。国内たばこ事業の経営環境が一層厳しさを増す中、更なる合理化の実施、多角化事業における選択と集中の推進、海外たばこ事業の拡大を進め、事業基盤の強化を図りました。

1999年にはRJRナビスコ社から米国外のたばこ事業を、2007年にはギャラハー社を買収し、海外たばこ事業の大幅な強化を進めました。いまやJTグループのたばこ販売数量は、海外の販売数量が国内の販売数量を上回り、グローバル・シガレット・メーカーとして着実な成長を続けています。海外たばこ事業は、「ウィンストン」「キャメル」「マイルドセブン-メビウス」に加え、「ベンソン&ヘッジス」「シルクカット」「LD」「ソプラニー」「グラマー」といった幅広いブランドポートフォリオの成長を原動力に、JTグループの利益成長の牽引役としての責務を果たしています。

# Regulation and Other Relevant Laws

## 規制及び重要な法令

### たばこ事業

#### 海外市場における規制

当社グループが製造たばこを販売している海外市場においても、2003年5月の世界保健機関(WHO)の第56回世界保健総会で採択され、2005年2月に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)」(なお日本政府は2004年6月に当該条約を受諾)を契機に製造たばこの販売活動、マーケティング、包装・表示、たばこ製品及び喫煙に関する規制は増加する傾向にあります。

当該条約は、喫煙の広がりへの継続的かつ実質的な抑制を目的としており、たばこ需要減少のための価格及び課税措置についての条項、たばこ需要減少のための非価格措置についての条項等(受動喫煙からの保護、たばこ製品の含有物・排出物に関する規制、たばこ製品についての情報の開示に関する規制、たばこ製品の包装及び表示に関する規制、たばこの広告、販売促進及びスポンサーシップに関する規制等)、たばこの供給削減に関する措置についての条項等(たばこ製品の不法取引を防止するための措置、たばこ製品の未成年者への販売を防止するための措置等)を規定しています。加えて、2012年11月の同条約に係る第5回締約国会議において、たばこ製品の不法取引撲滅のための議定書が採択されています。この条約においては、各締約国の一般的義務として、たばこ規制戦略、計画及びプログラムの策定、実施、定期的な更新、及び検討を行うことが定められていますが、各締約国における具体的規制の内容・範囲・方法等は各国に委ねられており、必ずしも一義的ではありません。

#### 国・地域における規制状況

EUにおいては、2001年7月に「たばこ製品指令(EU TPD)」が公布されています。本指令はタール、ニコチン、一酸化炭素の量、個装及び外包に記載される警告表示、個装に記載される成分、並びに「マイルド」「ライト」等の形容的表示等について定めており、EU加盟国各国に対し、本指令の要求事項を担保するように自国の法律、規則及び行政規定を整備することを求めています。なお、本指令に関しては、2012年12月に、欧州委員会が改定案を提示しており、この改定案には、たばこ製品の包装・表示規制強化、たばこ製品の添加物規制、たばこ類似製品規制等が含まれており、2014年に欧州議会及び欧州理事会にて採択され、2015年又は2016年から施行されることが見込まれます。

近年導入された規制の中で、最も注目すべきものは、オーストラリアにおけるプレーンパッケージ規制です。オーストラリアにおいては、たばこ製品の個装に規定の包装色並びに規定の刷記位置への規定のフォントサイズ・色及びスタイルによる製品名の刷記を義務付け、併せて視覚的警告表示をパッケージの前面75%、後面90%に刷記することを義務付けるプレーンパッケージ(以下、PP)法が2011年に成立、2012年12月に施行されています。当社グループは、オーストラリアのPP法について、他のたばこ製造業者とともに違憲無効確認訴訟を提起しましたが、2012年8月、オーストラリア連邦最高裁判所は、PP法は合憲である旨判示しました。また、類似の措置が複数の国で検討されています。

我々にとって重要なマーケットのひとつである英国においても、パッケージにおけるロゴ、色、ブランド・イメージの使用を禁止し、ブランド名・製品名を含む文字を規定の色・フォントでのみパッケージに刷記することで、たばこ製品のパッケージの標準化を図る趣旨のPP規制が検討されています。また、英国においては「店頭におけるたばこ製品の陳列規制」「自動販売機によるたばこ製品販売禁止」を含む法律が施行されています。

また、同じく我々にとって重要なマーケットであるロシアでは、2013年2月に、受動喫煙及びたばこ消費に関する法律が成立しており、本法律の規制は2013年6月から2017年にかけて導入される予定です。この法律には、たばこ製品の陳列規制、一部店舗での販売を禁止する販売規制、広告・販促・スポンサーシップの禁止、最低小売価格の設定、公共の場所における全面的喫煙禁止が含まれています。

将来における販売活動、マーケティング、包装・表示、たばこ製品及び喫煙に関する法律、規則及び業界のガイドラインの正確な内容を予測することはできませんが、当社グループは、製品を販売する国内及び海外において上記のような規制又は新たな規制(地方自治体による規制を含む)が広がっていくものと予測しています。

### 日本市場における規制

たばこ事業法、関連法令及び業界自主規準は日本国内における製造たばこの販売及び販売促進活動に関する規制を設けており、この規制には広告活動や製造たばこの包装に製造たばこの消費と健康の関係に関して注意を促す文言を表示することも含まれています。

2003年11月、たばこ事業法施行規則が改正され、製造たばこの包装に表示するたばこの消費と健康に関する注意文言等の見直しが行われ、2005年7月以降、全ての国内向け製造たばこが改正後の規則に従って販売されています。また、財務大臣は、たばこ事業法に基づき、「製造たばこに係る広告を行う際の指針」を示しており、同指針は2004年3月、より厳格な内容に改正されました。社団法人日本たばこ協会も広告及び販売促進活動等に関する自主規準を設けており、当社を含む会員各社は、これを遵守しています。

更に、近年、国内においてレストランやオフィスビルを含む公共の場所等における喫煙が法令等により制限されるケースが増加してきましたが、受動喫煙防止の観点から、施設管理者に対し努力義務を課した健康増進法や職場での取組みに関する「職場における喫煙対策のためのガイドライン」が厚生労働省により策定されて以降、国や自治体等によりさまざまな取組みが実施・推進されており、このような傾向は今後も継続していくものと予測しています。

### たばこ事業法について

製造たばこの輸入業者と卸売業者は、財務大臣の登録を受ける必要があります。製造たばこの小売販売業者は、財務大臣の認可を受ける必要があります。当社の製造する製造たばこ及び輸入業者の輸入する製造たばこの小売価格は、財務大臣の認可を受けなければならない。小売業者は財務大臣の認可を受けた小売価格によらなければ、製造たばこを販売してはならないとされています。財務大臣は、消費者の利益を不当に害することになると認めるとき等を除き、申請された小売定価を認可しなければならないとされています。

当社の国内産葉たばこの買入れについては、たばこ事業法に基づき、国内の耕作者と毎年たばこの種類別の耕作面積並びに葉たばこの種類別及び品位別の価格を定めた葉たばこの買入れに関する契約を締結し、当社は、この契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買い入れる義務があります。当社がこの契約を締結しようとするときは、耕作総面積及び葉たばこの価格について、国内の耕作者を代表する者及び学識経験のある者のうちから財務大臣の認可を受けた委員で構成される「葉たばこ審議会」の意見を尊重することとされています。他の多くの国内農産物と同様に国内産葉たばこの生産費は外国産葉たばこの生産費に比して高いため、国内産葉たばこ(再乾燥前)の買入価格も、外国産葉たばこ(再乾燥済み)に対し約4倍割高となっています。

### 「マイルド」「ライト」等の形容的表示の禁止

WHOの「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」において、「マイルド」「ライト」等の形容的表示を規制する条項があります。この条項においては、自国に対する効力発生後3年以内に、締約国はその国内法に従い、特定のたばこ製品が他のたばこ製品より有害性が少ないとの誤った印象を与える用語等(これらには「マイルド」「ライト」等といった用語を含む)の使用を含む、たばこ製品の特徴等に誤った印象を与え得る方法により、たばこ製品の販売を促進しないよう、効果的な措置を採択及び実施するものとされており、各締約国においては、かかる条約上の義務を受け、様々な措置が講じられてきています。

かかる措置は、対象となる文言(例:「マイルド」「ライト」等)を具体的に列挙又は例示した上でその使用を禁止するものや、対象となる文言を指定せずに「誤解を招く文言」の使用を禁止するもの等、各締約国においてその内容は様々となっています。将来、本条約上の措置を含む「マイルド」「ライト」等の形容的表示等に対する措置の内容によっては、商品名の中に「マイルド」「ライト」等の使用が禁止され、当該措置を講じた国においてはかかる商品が販売できなくなる可能性があります。

# Regulation and Other Relevant Laws *continued*

## 規制及び重要な法令

なお、日本国内においては、2003年11月に改正されたたばこ事業法施行規則に従い、全ての国内向け製造たばこについて、「マイルド」「ライト」等の用語を使用する場合には、2005年7月以降、所要の措置を講じています。当社グループは、上記規則に従って今後とも「マイルド」「ライト」等の用語を国内で使用する予定です。

### マーケティングにおける自主規制について

#### 未成年者喫煙防止の取組みについて

未成年者喫煙防止は社会全体で取り組む必要のある課題です。当社グループは、自主規制である「たばこ製品グローバル・マーケティング規準」を適用し、規準に準拠しながら適切な事業運営及びマーケティング活動を行うとともに、政府や関係団体等と連携して未成年者喫煙問題に向けた様々な取組みを行っています。詳しい取組みについては次のページをご参照ください。

日本国内における取組み:

<http://www.jti.co.jp/corporate/enterprise/tobacco/responsibilities/activity/index.html>

海外における取組み:

<http://www.jti.com/how-we-do-business/regulating-tobacco-products/youth-smoking-prevention/>

#### たばこ製品グローバル・マーケティング規準

当社グループは、事業を運営する各国の規制を遵守するとともに、たばこ製品のマーケティングに関する自主基準である「たばこ製品グローバル・マーケティング規準」に基づき事業を遂行しています。本規準の主な規定としては、「たばこ製品の広告宣伝に適用される厳格なガイドライン」、「広告等への健康に関する注意文言の表示」、「スポンサーシップの制限」等があります。

JTIたばこ製品グローバル・マーケティング規準に関する詳細等の情報については以下をご参照ください。

<http://www.jti.com/how-we-do-business/regulating-tobacco-products/jti-global-marketing-standard/>

#### 医薬事業

日本及び世界の主要な市場において、医薬品の研究・開発・製造・販売等は非常に厳格に規制されています。さらに近年、安全性要求の高まりを背景として、世界的に新薬の承認審査がますます厳格化してきており、より多くの被験者で十分に時間をかけて安全性を見極める必要があることから、臨床試験の大規模化・長期化が進んでいます。

日本においては、医薬品の販売は薬事法により、厚生労働省、または関連する都道府県知事の規制対象となっています。医薬品販売者は、厚生労働省から5年間の販売許可を取得することが、薬事法により定められています。また、医薬品製造者は、各医薬品について製造販売許可を取得することが定められています。

さらに日本では国民皆保険制度のもと、保険医療に使用できる医療用薬品の品目と薬価(公定価格)が定められています。薬価は、医療費抑制策の一環として、通常2年に1回程度引き下げられています。

## 飲料・加工食品事業

飲料事業・加工食品事業においては、食品の製造販売業者として、主に食品安全基本法、食品衛生法、JAS法を含む法規制の対象となっています。

食品安全基本法は、食品関連業者について、食品供給行程の各段階において食品の安全を確保するための必要な措置を講じることをその責務と定めるほか、事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報提供に努めなければならないとしています。また、食品衛生法は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的としており、食品等事業者は、食品、添加物、器具または容器包装について自らの責任においてそれらの安全性を確保するために、知識及び技術の習得、原材料の安全性確保、自主検査の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならないとしています。さらに、JAS法に基づき、成分や生産・流通の方法など飲食物品等農林物質の品質についての基準(いわゆるJAS規格)や、原材料、原産地など品質に関する表示の基準(いわゆる品質表示基準)が定められ、製造業者等はこれらの基準に従った表示をしなければならないとされています。

これらの関連法令を遵守・徹底することはもちろんのこと、高いレベルの安全管理を推進すべく「食の安全(Food Safety)」「食品防御(Food Defense)」「食品品質(Food Quality)」「フードコミュニケーション(Food Communication)」の4つの視点から取り組んでいます。

# Litigation

## 訴訟

当社グループは、喫煙、たばこ製品のマーケティング又はたばこの煙への曝露から損害を受けたとする訴訟の被告となっています。喫煙と健康に関する訴訟については、当社グループを被告とする訴訟、又はRJRナビスコ社の米国以外の海外たばこ事業を買収した契約に基づき当社が責任を負担するものを合わせて、連結決算日現在28件係属しています。当社グループは、将来においても喫煙と健康に関する同様の訴訟が提起される可能性があるものと考えています。

また当社グループは、喫煙と健康に関する訴訟以外の訴訟においても被告となっています。当社グループが被告となっている主な訴訟については、連結財務諸表注記「38. 偶発事象 偶発負債」をご参照ください。今後も当社グループを当事者とした訴訟が発生し、係属する可能性があります。

今日までのところ、当社グループは喫煙と健康に関する訴訟において一度も敗訴しておらず、また和解金を支払ったこともありませんが、当社グループは係争中の又は将来の訴訟がどのような結果になるのか予測することはできません。喫煙と健康に関する訴訟か否かにかかわらず、これらの訴訟が、当社グループにとって望ましくない結果になった場合に、当社グループの業績又は製造たばこの製造、販売、輸出入等に悪影響を及ぼす可能性があります。

ここ最近数十年の間に、米国において、多数かつ大規模な喫煙と健康に関する訴訟がたばこ製造業者に対して提起され、巨額の陪審評決が下される等の状況が見られます。例えば2000年のフロリダ州のイングル集団訴訟の第一審では約1,450億米ドルの懲罰的賠償を命じる評決がたばこ製造業者に対して下されています。最終的には、上級審にて当該評決は取り消され、2006年に集団訴訟としての進行を否定されたものの、当該イングル訴訟の集団構成員による個別訴訟に対し共通して適用される認定事項については支持されています。現在においても、フロリダ州において7,000件を超えるイングル訴訟の集団構成員による個別訴訟が提起されており、このうち100件足らずの訴訟については第1評決が下されていますが、その太宗については上級審の判断に委ねられる見込みです。

また2003年にはイリノイ州において「ライト」との形容的表示の使用は誤解を招くおそれがあるとして争われた集団訴訟にて、総額約100億米ドルの賠償を命じる評決が下されました。同訴訟はたばこ製造業者勝訴で2005年に一旦確定したものの、2011年に裁判所が原告側の再審請求を認める判決を下し、現在も係属しています。現在においても、米国内で多数の形容的表示訴訟が提起されています。

このような訴訟例は、米国の司法制度における特殊性(例:陪審制度、集団訴訟制度、懲罰的損害賠償制度、弁護士成功報酬制度といった米国特有の制度の存在)を反映した一面を有するものと考えています。当社グループは米国において上述の訴訟の被告とはなっておらず、また補償義務も負っておりませんが、今後の動向については多大な関心をもって注視してまいります。当社がRJRナビスコ社から取得した事業には米国たばこ事業は含まれておらず、また現在においても当社グループの米国たばこ事業の規模は極めて小さく、米国内における喫煙と健康に関する訴訟のリスクは小さい状況にあるため、米国における訴訟状況が当社グループの事業に対し近い将来において重大な悪影響を及ぼすことはないと考えています。なお、連結決算日現在、米国内において、当社グループが被告となっている、又は補償義務を負っている喫煙と健康に関する訴訟はございません。

カナダにおいては、JTIマクドナルド社及び当社の被補償者(RJRナビスコ社のグループ企業)に対し、ブリティッシュ・コロンビア州政府、ニューブランズウィック州政府、オンタリオ州政府、ニューファウンドランド・ラブラドル州政府、マニトバ州政府、ケベック州政府、アルバータ州政府、サスカチュワン州政府及びプリンスエドワードアイランド州政府により提起された9件の医療費返還訴訟が係属中です。これらの州は、「たばこ関連不正行為」(tobacco related wrong)の結果として支出した、もしくは将来支出する医療費の返還を請求するために、州政府に対して直接たばこ製造業者を提訴する権限を与える目的のためだけに制定された州法に基づき提訴しています。またカナダでは8件の集団訴訟も係属中であり、ケベック州の2件の集団訴訟については、2005年2月に第一審で原告の集団適格が認定され、2012年3月に本案審理が開始されていますが、当社グループ等の責任について実質的な判断がなされたものではありません。

その他の地域については、喫煙と健康に関する訴訟は一般的に米国・カナダと比較して件数的にも金額的にも小規模です。なお、米国型の訴訟は、米国特有の司法制度(陪審制度、集団訴訟制度、懲罰的賠償制度、弁護士成功報酬制度)の下で行われており、米国型の訴訟が近い将来直ちに世界的に拡大していくとは考えておりません。

しかしながら、世界のたばこ産業を巡る事業環境が、喫煙と健康の問題やそれを背景とする規制強化などを通して厳しくなっており、たばこ業界と社会との関わりという面から、米国・カナダをはじめその他諸外国における他のたばこ会社の訴訟についても、当社はたばこ会社として当然多大な関心をもち、その動向を注視しています。

# Members of the Board, Audit & Supervisory Board Members and Executive Officers

役員、監査役及び執行役員（2013年6月21日現在）

## 取締役

### 取締役会長

木村 宏

### 代表取締役社長

小泉 光臣

### 代表取締役副社長

新貝 康司

大久保 憲朗

佐伯 明

### 取締役副社長

宮崎 秀樹

### 取締役

寺島 正道

岡 素之

幸田 真音

\* 取締役 岡 素之及び幸田 真音は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

## 監査役

### 常勤監査役

中村 太

湖島 知高

### 監査役

上田 廣一

今井 義典

\* 監査役 上田 廣一及び今井 義典は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

## 執行役員

### 社長

小泉 光臣

### 副社長

新貝 康司

コンプライアンス・企画・人事・総務・法務・監査担当

### 大久保 憲朗

医薬事業・飲料事業・加工食品事業担当

### 佐伯 明

たばこ事業本部長

### 宮崎 秀樹

CSR・財務・コミュニケーション担当

### 専務執行役員

#### 飯島 謙二

たばこ事業本部  
マーケティング&セールス責任者

#### 千々岩 良二

コンプライアンス・総務担当

#### 岩井 睦雄

企画責任者

### 常務執行役員

#### 村上 伸一

たばこ事業本部 原料統括部長

### 執行役員

#### 山下 和人

たばこ事業本部 渉外責任者

#### 米田 靖之

たばこ事業本部 R&D責任者

#### 佐藤 雅彦

たばこ事業本部 製造統括部長

#### 川股 篤博

たばこ事業本部 中国事業部長

#### 福地 淳一

たばこ事業本部 事業企画室長

#### 藤本 宗明

医薬事業部長

#### 春田 純一

医薬事業部 医薬総合研究所長

#### 永田 亮子

CSR担当

#### 佐々木 治道

人事責任者

#### 見浪 直博

財務責任者

#### 山田 晴彦

総務責任者

#### 廣渡 清栄

法務責任者 兼 法務部長

#### 大川 滋紀

医薬事業部 医薬総合研究所チーフ  
サイエンスオフィサー 兼 副所長

#### 松田 剛一

飲料事業部長

#### 前田 勇氣

コミュニケーション責任者

# Corporate Data

会社概要 (2013年3月31日現在)

## 本社

---

〒105-8422  
東京都港区虎ノ門二丁目2番1号  
電話: (03) 3582-3111 (代表)  
Fax: (03) 5572-1441  
URL: <http://www.jti.co.jp/>

## 設立

---

1985年4月1日

## 資本金

---

1,000億円

## JT International S.A.

---

1, Rue de la Gabelle CH-1211 Geneva 26,  
Switzerland  
電話: 41-22-7030-777  
Fax: 41-22-7030-789  
URL: <http://www.jti.com/>

## JT InternationalのExecutive Committeeメンバー

(2013年7月1日現在)

---

### **Pierre de Labouchere**

President and Chief Executive Officer

### **Masamichi Terabatake 寺島 正道**

Executive Vice President and Deputy  
CEO

### **Thomas A. McCoy**

Chief Operating Officer

### **Paul Bourassa**

Senior Vice President Legal, Regulatory  
Affairs and Compliance

### **Stefan Fitz**

Regional President Asia Pacific

### **Roland Kostantos**

Senior Vice President Finance,  
Information Technology and Chief  
Financial Officer

### **Paul Neumann**

Senior Vice President Global Leaf

### **Howard Parks**

Senior Vice President Consumer & Trade  
Marketing

### **Fadoul Pekhazis**

Regional President Middle East, Near  
East, Africa, Turkey and World Wide  
Duty Free

### **Eddy Pirard**

Regional President Western Europe

### **Michel Poirier**

Regional President Americas

### **Jörg Schappei**

Senior Vice President Human Resources

### **Bill Schulz**

Senior Vice President Global Supply  
Chain

### **Takehisa Shibayama 柴山 武久**

Senior Vice President Research &  
Development

### **Kevin Tomlinson**

Regional President CIS+

### **Vassilis Vovos**

Regional President Central Europe

### **Frits Vranken**

Senior Vice President Business  
Development and Corporate  
Communications

# 日本たばこ産業株式会社

東京都港区虎ノ門二丁目2番1号

〒105-8422

Tel: (03) 3582-3111

Fax: (03) 5572-1441

URL: <http://www.jti.co.jp/>

このアニュアルレポートは、VOC（揮発性有機化合物）が1%未満のノンVOCインキで印刷しています。

Printed in Japan